

議案第79号

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和3年9月15日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立世田谷文化生活情報センター	公益財団法人せ たがや文化財団	東京都世田谷区太子 堂四丁目1番1号	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

